# 「改正瀬戸内法」が成立！

## 「きれいな海から豊かな海へ」

**山田隆義ＪＦ兵庫漁連会長　対談　末松信介参院議員**
（瀬戸内海再生議員連盟事務局長）

瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律（改正瀬戸内法）が、このほど衆院本会議で全会一致で可決し、10月2日に公布・施行された。漁業者などから「水清ければ魚棲（す）まず」といわれ、「きれいな海から豊かな海へ」と求められ、従来の瀬戸内法の改正を働き掛けられ、ようやく実現した。長い道のりだったが、改正瀬戸内法は水産生物の生息、生物の多様性、里海づくりなどが盛り込まれ、漁業者が求めていた豊かな海づくりによって、貴重な水産資源を提供できる可能性が大きく広がった。そこで同法の成立に尽力した末松信介参院議員（瀬戸内海再生議員連盟事務局長）とＪＦ兵庫漁連の山田隆義会長に、改めて同法成立の意義について対談してもらった。（有村）

「瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律」（改正瀬戸内法）が9月末成立した。改正瀬戸内法の成立は「豊かな海づくり」を後押しするもので、瀬戸内海沿岸10府県の漁連・漁協は引き続き「瀬戸内海は一つ」の思いで、「豊かな海へ」再生させようと取り組みを続ける。今回は、末松信介参院議員（瀬戸内海再生議員連盟事務局長）とJF兵庫漁連の山田隆義会長による対談、沿岸10府県の漁連・漁協代表者の声、改正瀬戸内法の概要などを紹介する。

末松議員

山田会長

### 瀬戸内海とともに漁業の再生を

#### 高度成長期の水質悪化克服

——末松議員、山田会長ともに、瀬戸内海に対する思いは大変強いものがありますが、今回の改正瀬戸内法施行を機に改めて「豊かな海　瀬戸内海」に対する思いを聞かせてください。

**末松議員**　私のふるさとの海・瀬戸内海は、戦後の高度成長期に極端に水質が悪化し、一時はあまりの汚染のひどさから「瀬（ひん）死の海」と称されるような時代もありました。瀬戸内海の在では水質は大幅に改善しました。

**山田会長**　末松議員がおっしゃるように瀬戸内海は高度経済成長期に水質の汚濁、悪化が急速に進み、海底にはヘドロが堆積、油臭い魚介類が獲れるようになりました。

議員立法で制定されて以来40年間、水質改善のための必死の努力を重ねてきました。その結果、現在、養殖ハマチ1400万尾が斃（へい）死し、大きな社会問題になりました。そこで、48年に瀬戸内海沿岸11府県漁連は、瀬戸内海漁場環境保全対策連絡会議を設置し、JF全漁連および油濁基金とともに、油濁対策事故や赤潮対策などの情報交換、対策協議などを行いました。また、53年には瀬戸内法に富栄養化対策を盛り込んだ恒久法として改正され、水質規制による環境保全対策が始まりました。その基本は環境庁（当時）の旗振りによる水をきれいにすることを第一義にしたものでした。しかし、私は現役の漁師としてそうは思いませんでした。赤潮の発生は夏場だけでなく、秋にも冬にも発生するのです。海水温の上昇や台風、貧酸素水塊の発生などさまざまな海洋条件、自然環境要因が絡んで赤潮が起こるので、CODの規制だけでは解決しないと思っていました。現に、第5次水質総量削減からリン、窒素が対象項目に追加されたが、赤潮は発生しています。

**末松議員**　山田会長が述べられた通り、水質は大幅に改善しきれいになりましたが、今度は逆に窒素、リンなど栄養塩類の減少により、多くの海域で「貧栄養化」が進行しました。瀬戸内海の漁獲量は60年をピークに減少を続け、平成22年には漁獲量48万5000トンから、何と64%減の17万6000トンにまで減少しました。ピーク時に4万5000トンを超えていたアサリの漁獲量も、22年には何と236トンにまで減少。これは、実に99・5%のアサリが消滅してしまったということです。瀬戸内海は「きれいな海」になったものの、「豊かな海」になっていない、という現実を突き付けられることになったのです。それどころか、赤潮については相変わらず一部の海で発生し続けています。

#### "豊かな海"を取り戻す運動

**山田会長**　海を悪くした原因はいろいろあります。高度成長期に工場や工業団地を造り、海岸線を破壊する。コンクリートに混ぜる海砂を取って生息環境を壊し、生物がいなくなってしまう。ダムや堰（せき）が造られ、砂が海へ供給されない。濁った泥がヘドロ化する。陸では土石流が起きやすくなり、藻場、干潟がなくなる。主に陸域起源による複合的な汚染が発生した。藻場・干潟や海岸域に生息しているゴカイやイソメなどの生物は、大変な浄化能力をもっている。これらの生物がいた時は、海の自浄作用が働いていたが、今は働かなくなった。海の砂・機能が最大限に発揮される「豊かな海」に生まれ変わらせるということです。具体的には①瀬戸内海をその価値・機能が最大限に発揮される「豊かな海」にすること②規制のみならず「豊かな海」とするための前向きな取り組みの推進を講じること③湾、灘ごとの実情に応じたキメ細かい施策を行うこと—などの理念を柱としながら、沿岸環境の保全・再生・創出、水質の保全・管理、自然環境・文化的景観の保全、水産資源の持続的な利用の確保などの取り組みを一層推進します。

法律は昨年の通常国会に、瀬戸内海改正法案をはならない。昔は豊かな海だった、で終わらせることはできないと思い、私たちは豊かな海を取り戻す運動を展開しました。最初は相手にされなかったが、やがて市民団体やコープこうべなども賛同してくれました。大きな市民運動になっていきました。22年に、環境省中央環境審議会「瀬戸内海部会」の意見交換会が開催され、漁業者の立場で意見発表の機会があり、生物多様性・生産性が確保されるなど、その価値

ポイントは、瀬戸内海を、世代の最大の使命です。

改正瀬戸内法の最大の

#### 湾灘協でキメ細かな施策へ

**末松議員**　同じ瀬戸内海といっても湾、灘ごとにその取り巻く環境は大きく異なります。そこで改正瀬戸内法では、湾、灘を一つの単位として関係者により構成される「湾灘協議会」を設置することを要望しています。この湾灘協議会では、関係者が当該湾、灘に関するさまざまな情報、これは水質の状況だけではなく漁業の状況も含まれますが、それら情報を持ち寄ります。そうした情報が府県計画に反映されることで、キメ細かな施策につながるのです。

湾灘協議会の構成については、関係府県、市、国の出先機関をはじめ、漁業者、学識経験者、NPOなどにより構成されることを想定しています。漁業者の皆さまには自ら海を守るために、積極的にこういう場での情報発信に参加していただきたいと思っています。政府と法律の関係については、改正瀬戸内法では(1)窒素とリンの増加および減少と、漁獲量の因果関係について調査研究検討を行うこと②漂流ゴミ・海底ゴミの除去(3)有害動植物の繁殖地の保護、整備、水産動植物種苗の放流(5)貧酸素水塊の発生機構の解明およびその防除技術の開発などに努めること—を政府にもち掛けています。

#### 再生には長い時間覚悟

**山田会長**　瀬戸内海の再生には長い時間がかかると思いますが、国と漁業者が一体となり、官民の力で法律の趣旨を具現化していくことです。また、目先のことだけではなく10年後、20年後を目指してどのような対策を立てるのか、瀬戸内海とともに漁業がどう再生をしていくのかを考えるべきです。私たちもそのために自分に何ができるのか、国に何をしてほしいのかの意見をまとめて、今後開かれる予定の瀬戸内海議連総会に要望書として提出させてもらうつもりです。

——対談にご協力いただきありがとうございました。

りました。この時、環境省側の論調は相変わらずきれいな水を求めるものでした。そこで、われわれは多少強引でも豊かな海を取り戻す扉を開けなくては、と行動しました。政治力に訴えることもしました。この時が一つのターニングポイントとなったと思います。

#### 再生議員連盟を超党派化

**末松議員**　漁業者の皆さんの強い要望もあり、これまでの長い経験の中で誕生したのが、今回の改正瀬戸内法です。瀬戸内海を国民にとって貴重な漁業資源の宝庫として、多様な海藻や魚介類が食物連鎖の中で、大きく育つ豊かな海を再生し、子や孫に伝え、受け渡していくことが私たちの

改正瀬戸内法の最大の

ポイントは、瀬戸内海を、

——法施行に対する漁業者への期待と、政府に対する要望を聞かせてください。

**末松議員**　同じ瀬戸内海といっても湾、灘ごとにその取り巻く環境は大きく異なります。そこで改正瀬戸内法では、湾、灘を一つの単位として関係者により構成される「湾灘協議会」を設置することを要望しています。この湾灘協議会では、関係者が当該湾、灘に関するさまざまな情報、これは水質の状況だけではなく漁業の状況も含まれますが、それら情報を持ち寄ります。そうした情報が府県計画に反映されることで、キメ細かな施策につながるのです。

湾灘協議会の構成については、関係府県、市、国の出先機関をはじめ、漁業者、学識経験者、NPOなどにより構成されることを想定しています。漁業者の皆さまには自ら海を守るために、積極的にこういう場での情報発信に参加していただきたいと思っています。政府と法律の関係については、改正瀬戸内法では(1)窒素とリンの増加および減少と、漁獲量の因果関係について調査研究検

**山田会長**　末松議員のご尽力もあり、7月に環境大臣から中央環境審議会に「瀬戸内海における今後の目指すべき将来像と環境保全・再生のあり方について」諮問され、24年10月に答申が出され、その後瀬戸内海における今後の目指すべき将来像と、環境保全の両立のあり方がまとめられました。また、漁業団体による瀬戸内海関係漁連・漁協連絡会議を組織して、われわれもそれぞれの県当局にも新法成立を働き掛け、県から国へと動かしました。末松事務局長や議員連盟の最高顧問である安倍晋三首相にも働き掛けました。

法案成立までこんなに時間がかかるとは思ってもいなかった。こんなに難しいとは思っていませんでした（笑い）。

——法施行に対する漁業者への期待と、政府に対する要望を聞かせてください。

**末松議員**　同じ瀬戸内海といっても湾、灘ごとにその取り巻く環境は大きく異なります。そこで改正瀬戸内法では、湾、灘を一つの単位として関係者により構成される「湾灘協議会」を設置することを要望しています。この湾灘協議会では、関係者が当該湾、灘に関するさまざまな情報、これは水質の状況だけではなく漁業の状況も含まれますが、それら情報を持ち寄ります。そうした情報が府県計画に反映されることで、キメ細かな施策につながるのです。

湾灘協議会の構成については、関係府県、市、国の出先機関をはじめ、漁業者、学識経験者、NPOなどにより構成されることを想定しています。漁業者の皆さまには自ら海を守るために、積極的にこういう場での情報発信に参加していただきたいと思っています。政府と法律の関係については、改正瀬戸内法では(1)窒素とリンの増加および減少と、漁獲量の因果関係について調査研究検討を行うこと②漂流ゴミ・海底ゴミの除去(3)有害動植物の繁殖地の保護、整備、水産動植物種苗の放流(5)貧酸素水塊の発生機構の解明およびその防除技術の開発などに努めること—を政府にもち掛けています。

#### 再生には長い時間覚悟

**山田会長**　瀬戸内海の再生には長い時間がかかると思いますが、国と漁業者が一体となり、官民の力で法律の趣旨を具現化していくことです。また、目先のことだけではなく10年後、20年後を目指してどのような対策を立てるのか、瀬戸内海とともに漁業がどう再生をしていくのかを考えるべきです。私たちもそのために自分に何ができるのか、国に何をしてほしいのかの意見をまとめて、今後開かれる予定の瀬戸内海議連総会に要望書として提出させてもらうつもりです。

——対談にご協力いただきありがとうございました。